

会 議	福 祉 産 業 建 設 委 員 会 会 議 録
日 時	令和6年6月14日（金曜日） 開会 午前 9時04分 閉会 午前 9時54分
場 所	第2委員会室
出 席 委 員	委員長 都 築 幸 夫 副委員長 田 境 毅 野 坂 純 子 松 本 忠 明 長 谷 川 進 石 原 昇 丸 山 千 代 子 鈴 木 久 夫 (議長 藤 江 徹)
欠 席 委 員	なし
傍 聴 者	藤本和美議員、吉本智明議員、岩本知帆議員、 廣野房男議員、稲吉照夫議員、黒木一議員
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 住民こども部長 三 浦 正 義 健康福祉部長 山 本 晴 彦 環境経済部長 大 熊 隆 之 建 設 部 長 鳥 居 靖 久 上下水道部長 齋 藤 啓 一 住民こども部次長兼住民課長 野 澤 一 芳 上下水道部次長 山 崎 二 朗 こ ども 課 長 鈴 木 雅 也 保険医療課長 築 田 聖 太 郎 福 祉 課 長 横 田 隆 之 産業振興課長 春日井 幸 弘 都 市 計 画 課 長 小 林 英 男 下水道課長 鳥 居 正 和
議会事務局職員	議会事務局主事 安 川 麻 里
会 議 に 付 し た 案 件	第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について 第33号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について 第34号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について 第35号議案 訴えの提起について 第37号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、福祉産業建設委員会所管に係る歳入及び歳出

委員長 皆さんおはようございます。

6月に入りましたが、梅雨入りが少し遅れているようでございます。梅雨が明けますと急に暑くなるというのが通常のパターンでありますけど、今年は梅雨入り前から暑くなると、真夏日が続いておるわけであります。今年の夏は例年以上に猛暑になるということが天気予報で予報されておるわけですが、そうなるとまず心配するのは、昨年ございましたけど、線状降水帯によるゲリラ豪雨ということが非常に心配になるわけです。何よりも暑さに負けないように、熱中症にならないように、体調管理をしっかりとお願いしたいと思います。

開会に先立ちまして、町長より挨拶をお願いいたします。

町長。

町長 皆さんおはようございます。

昨日は町会館のさくらホールにおいて野村萬斎さんの狂言の世界を中学2年生と3年生の方をお招きして、満席ちゅうかさくらホールで最高の質の高い舞台技術を味わっていただけたかなと思いますけども、議員の皆様方についても御参加いただきましてありがとうございました。

また昨日、議場のほうをお借りいただいて、現在、商工会が作っておりますサイボーグ一心太助というテーマで映画作りが始まっております、議場のほうもお貸しいただきましたが、大変短い期間で映画を作っていくということもありまして、町民の方々にたくさん御参加いただくということも続けております。今回70周年で商工会が作られる映画なのであれなんですけど、私どもとしては彦左衛門というテーマの中で、架空の人物であります。歴史上の人物ではありません。一心太助の一心太助という言葉の意味をつらつら考える意味において、やっぱり幸田を助けるというような意味と、一心太助をちょっと兼ね合わせながらサイボーグというような言葉で新しい未来技術を得た一心太助がですね、どうやって幸田町を救っていくかというようなストーリーだったと思われませんが、まだ映画ができてみないと分かりません。よろしく願います。

それから、講演会の介護フォーラムがさくらホールを会場とした関係でですね、現在まだ500名ぐらいをちょっと切っておるということで、これは澤口俊之さん、ホンマでっか！？TVで出演されている脳科学者であります。6月23日、改めて開場は1時半からということでもありますけども、もしよろしければ、さくらホールということでもう少しお集まりいただけるといいかなというような状況を報告をさせていただきたいと思えます。

それから、昨日から各区の要望を町長応接室で始まっております、それぞれの区から直に要望いただきまして、現地を見るという条件で何から先に手がけていいかというようなことも含めて決めていきたいと思えますが、私の考えでは、やっぱり子どもたちの通学環境と安全・安心を妨げるような道路、水路、そしてまた防犯灯関係については、どんな形があろうと改善していくということになりますと、最終的にはまた土木関係の予算等々を含めて補正が必要になるという可能性もあるということで、要望にはなるべく応えていきたいというふうに思っておりますが、各区に優先順位をつけていただいておりますので、その優先順位をしっかりと守った上で高いものからやるという原則論を曲げる

気はないということであります。

最後に、最近販売しております消防カレーの第二弾であります消防カレーのポテトチップス版を商工会のほうで販売をいたしましたところ、売行きが好調でなかなか再追加しておるとい状況でありまして、これを少しずつふるさと納税、道の駅等々で売りながら、第二弾ということで筆柿の味を踏まえた筆柿の香りのするポテトチップスをですね、ちょっとしばらくの間宣伝していきたいと思っておりますのでございます。

今日は付託されました議案が五つということであります。慎重審議をお願い申し上げます、御挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますから、ただいまより福祉産業建設委員会を開会いたします。

開会 午前 9時 4分

委員長 これより議事に入ります。

さきの定例会本会議において、本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

保険医療課長。

保険医療課長 第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、補足説明はありません。よろしく申し上げます。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。ありませんか。

14番、丸山さん。

14番丸山 千代子君 本会議の中でお願いしておりましたけれども、資料はまだできてないんでしょうか。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 限度額の引上げと軽減判定の対象者の世帯数、影響額について資料の要求をいただきました。こちらのほうは議会最終日にお手元のほうに渡るように今準備のほうをしております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 それで限度額の関係で、2万円アップして106万円になったわけですが、この106万円限度額88世帯ということでありました。この88世帯は総世帯数の何%に当たるのかお願いします。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 限度額の引上げによる影響について88世帯もあります。こちらのほうが4月の算定時試算の時点において4,215世帯ありましたので、2.08%が対象となります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 それで限度額を超える世帯につきましては、これが例えば、協会けん

ぽと比較をした場合はどのように差があるのか。例えば協会けんぽの場合ですと幾らが106万円になり、そして金額が幾らなのかということなのですが、分かれましてはお答えください。

委員長 答弁を求めます。

保険医療課長。

保険医療課長 申し訳ございません、ちょっと聞き逃していたもんですから、もう一度御質問のほうをお願いします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 要するに、国保の106万円というこの金額ですね。これは国保でいうと幾らの所得があれば106万円になるのかということと、一問一答ですのでそれをまずお聞きします。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 申し訳ございませんでした。課税額が106万円、最高の106万円になる世帯なんですけれども、所得がモデルケース、世帯の状況によってちょっと金額のほうは変わってくるんですけれども、例えば4人世帯、夫婦子ども2人とで試算のほういたしますと、所得が1,107万7,000円、こちらのほうが106万円の限度額に到達する世帯となります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 そうしますと、協会けんぽで106万円を負担している、これは幾らの所得になるのでしょうか。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 申し訳ございません、ちょっとそちらのほうは資料がございませんのでお答えができません。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 全国市長会やそれから町村会のほうでも国保は高いということで、国に対して1兆円の繰入れをすれば引下げはできるよと、こういうようなこともいろいろとずっと言われてきている中でですね、さらに国のほうは法定額を106万円へと引き上げたわけでありまして。これでは本当に、先ほども言われましたように、106万円に達するには1,107万7,000円が限度額に達するよということでありまして。4人世帯でこうした金額が、収入ですよ、それが所得じゃないわけですから即106万円、そうしますと、例えばこれがほぼ1割に当たる金額が国保税というふうになります。さらにほかの税金や何かもあるとすれば、これはとても払えない金額になるのではなかろうかというふうに思いますが、そうした点におきまして、この限度額いっぱい世帯で、今までに例えば滞納があったとかそういうことがあったのか伺いたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 滞納額につきましては期別で納付のほうをお願いのほうしております。ですので、例えば1期から8期まであるんですけれども、例えば7期が滞納だよ、してるよというのは分かるんですけれども、じゃあその方が全体で幾ら課税があったのかというところまでは、滞納があったという時点ではその人の所得なり税額なりを調べておりま

せんので、滞納になったからといって、じゃあこの人は課税が幾らかというようなことは承知のほうしておりませんので、ちょっとその資料もございません。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 いずれにいたしましても、本当に国の上げるままにどンドンどンドンこの国保税、限度額も上げてくるということは、やはり全体にも影響をしてくるわけでございます。ですので、やはりこうした引上げに対しては反対するものであります。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し採決いたします

第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君を求めます。

賛成の諸君の挙手を求めます

(賛成者挙手)

委員長 全員であります。

すみません、挙手多数であります。

よって第32号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第33号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

保険医療課長。

保険医療課長 第33号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。こちらは補足説明はございません。よろしく申し上げます。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 本会議の中でも今病院等でマイナ保険証でないと診療診察が受けられないというようなそういう取組がなされてきているわけですが、町のほうにはそうした苦情等が入っていないということだったんですけれども、ぜひ国の厚労省の取組とは全然違うわけでありましたが、しかしながら、この資格マイナ保険証でないと診察が受けれない、こういうことがあってはならないというふうに思うんですね。まだまだ持っていない、このマイナ保険証を利用している人が国家公務員の場合ですと6%にしかなっていないというようなことも統計上出てきております。そうした関係からすれば、この高齢者の後期高齢者連合、こういう県内においてはこうした取組をしてるマイナ保険証がないと診察が受けれない取組はやはりやめるべきであると思っておりますので、その辺のところをぜひ連合のほうにも強く求めていただきたい思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 委員のおっしゃるとおり、まだ保険証が通常どおり使える状態、その中でその病院の独自判断、独自運用で保険証が使えないというのは非常に遺憾なところである

かと思えます。こちらのほうは本議会のほうでも御要望がありましたので、広域連合のほうには一言ではありますけれどもこういった事実が発生しているということも伝えることはいたしました。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 それで、例えば窓口でマイナ保険証を作る場合、そうしたときに、窓口のほうでなぜ今やらなくちゃいけないのかと、そうした理由というのは聞かれてはいないということですよ。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 マイナ保険証に移行をしているということで、役場の窓口のほうでもう保険証は使えないのかというような質問は数件はございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 そうしますと、保険証が使えないということをつかんでおられるならば、使えるということをちゃんと説明すべきじゃないのかと思うんですが、それは病院側の意思と、それから本人の意思が大きく食い違って、やっぱりそれが一つの疑問となって窓口のほうで言われるわけでありますので、その辺のところの確認というのはどのようにされたのか。そして、本人さんにやっぱり使えるよと、きちんとできるよということをやっぱり言うべきだと思うんですが、その辺のところは対応しておられますか。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 保険証が使えるか使えないかということにつきましては、その事実だけ、質問されているわけで、背景のほうにつきましては承知のほうはしていません。病院に行って使えなかったとかそこら辺のことまではちょっと聞いておりませんので、もしそういうことが一回ありましたらそれなりのちょっと病院さんのほうにはお話ができるのかと思うんですけれども、ちょっとまだその情報が保険医療課のほうには入っておりませんでしたので、そこまでの対応はしていません。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 まだ病院に行く、定期的に病院に行かれる方は、例えばその1か月に1回とか2か月に1回とかそうした定期的に受診をされるわけであります。そのときに、本来であるならば12月2日以降に資格確認書が発行されて、そしてそれによって受診ができるという形の中で、マイナ保険証じゃなくてこれが資格確認書でできるよということであるわけですので、そうしたその資格確認書さえも使えない。病院の意思によって使えないことがあるんじゃないかと思うんですが、そうした点でも本来保障されるべきものが保障されないというのはあってはならないと思いますが、どうなんでしょうか。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 今回、健康保険証が廃止になるその期日が令和6年12月2日からですというふうになります。またその後の経過措置がございまして、最長1年ということで、例えば後期高齢の場合につきましては、令和6年8月1日から令和7年7月31日までの保険証をこの7月に郵送のほうする予定であります。12月2日からにつきましては、保険証が交付ができないということで、もしその保険証を失くしちゃった場合につきましては再交付をするんですけれども、再交付はもうできないよ、もしマイナ保険証を持ってい

るようでしたらもうできないです。登録を解除していただくかそういったことしか、であれば資格確認書が発行できますという形になります。ちょっと私どものマイナ保険証の認識と病院のほうの認識のほうがちよっと食い違っているところがあります。こちらの病院のほうにつきましては、ちょっと別ルートのほうからそういった制度の通知が行っているのかと思います。岡崎市医師会につきましては、またちよっとそちらのほうどこまでの情報が入っているのかというのを確認しながら、その被保険者、保険証の対応を進めてまいりたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し採決いたします。

第33号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、第33号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第34号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長 それでは、第34号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明させていただきます。

議案書については、29ページ及び30ページになります。

議案関係資料につきましては、43ページ及び44ページになりますので、併せて御参照ください。

今回の条例改正は、農業集落排水事業の坂崎地区の公共下水道への接続に伴うもので、別表第1でする処理施設のうち、坂崎集落排水処理施設を削除するものです。逆川、高力、大草と今回の坂崎の処理場で4か所目となります。

以上で、第34号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 坂崎の施行期日は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内というようになっておりますけれども、これいつになりますか。

委員長 下水道課長。

下水道課長 接続工事を6月中旬までに工期を設定させてもらいまして、今の工事の状況ですが、接続のほうが順調に終わる予定でいますので、この議会の議決をいただきまして、早いうちにと考えていますので、7月1日より予定しているところでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 坂崎の集落排水場に当たって、地元のほうではどのような活用をするというふうな希望があったか伺いたいと思います。

委員長 下水道課長。

下水道課長 地元坂崎区もしくは区長様から直接的な活用についてはいただいておりません。活用につきましては、県への届出のとおり、今のところ防災備蓄倉庫等に予定していますので、よろしく申し上げます。また災害時とか本当に災害時期には、避難所から福祉事務所等からの汚泥の一時貯蓄として利用することで一応予定しておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 この処理場は防災備蓄倉庫として活用するということでありますが、逆川、高力、大草、その3か所もそのような活用をしているのでしょうか。

委員長 下水道課長。

下水道課長 そうですね。今後の利用につきましては、届出のとおり、ほかの地区、逆川、高力、大草と今回の坂崎になりますが、同じ利用を予定しております。

委員長 ほかにありませんか。

15番、鈴木君。

15番鈴木 久夫君 4か所目ということで順調に公共下水に接続されておるわけですけど、今の跡地建物を含む処理施設の跡地利用というのが、集落排水事業は農林補助を受けている関係から、多分直ちに転用することはまずいのかなと。補助金返還につながるのではないかとこのことをちょっと記憶しておるんですけど、それとあと、今既に廃止した3か所は防災備蓄倉庫ということなのか。地元はそこまで周知されとるのかなということもちょっと思っております。いずれにしても農林法上関係の喪が明けるっちゃうかね、そういうときがいつ来るのか。また坂崎は防災備蓄倉庫で結構ですけど、同じ逆川、高力、大草もそのように防災備蓄倉庫としていくことは別にいかんわけじゃないんですけど、地元の合意ができておるのか、その点をお願いします。

委員長 下水道課長。

下水道課長 実際に地元の区長さん、地元の方と話し合っってそこに備蓄倉庫として要望とか声いただいておりますが、施設の対象物としてほかにまた別として利用と言っってませんので、今の届出どおりそういった使う用途がある形で今の状態にしてある状態であります。災害時とかも使えるように、汚泥もその中に入った汚泥とかも引き抜いて、そういったものに使える状態にしている状態でありますので、今すぐにどうこう、それに対して取り組むという状態ではありませんので、よろしくお願いたします。

委員長 15番、鈴木君。

15番鈴木 久夫君 補助絡みの関係はどういうふうになってます。

委員長 下水道課長。

下水道課長 補助関係なんですけども、すぐに転用して何年からできるよということは愛知県さんのほうとか協議はしておりません。ただし、今ほかの処理場のほうに接続して配信していますので、今途中でここで用途変えてというちょっと届出協議しようというの

はちょっと考えていないということでございます。

委員長 15番、鈴木君。

15番鈴木 久夫君 ということは、予定日というんですかね、転用するスケジュールは未定
ということの理解でいいですね。

委員長 下水道課長。

下水道課長 今の時点では未定という言葉が正しいかもしれませんが、新しく別の用途に
というまず考えが今ありませんので、引き続きそういった状態で使えるような状態で頼
んでいきたいとは思っていますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し採決いたします。

第34号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改
正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第34号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第35号議案 訴えの提起についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

都市計画課長。

都市計画課長 第35号議案 訴えの提起についての補足説明はございません。よろしくお願
いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 この訴えの提起なんですけど、今までこうした訴えにつきましては、総
務のほうで所管をしてたと思うんですが、今回都市計画課になってるんですけど、これ
は町営住宅の関係でそのようになったのか、それともこうした裁判の関係というのは総
務のもの関係ではなかったのか、ちょっと改めて確認の意味でお聞きしたいと思います。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 本事件におきましては、町営住宅の25年を提起した議案の件、そこからの今
回保証、連帯保証人に対するまた債務履行の提起となりますので、その当時の都市計画
課のほうで対応させていただいておりますので、所管としては都市計画課のほうの対応
で今回の事件案件は扱うものとしております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 明渡し請求とかそういうときになると所管で対応したかというふう
に思うんですけども、こうした債権の場合ですと、やっぱり所管というのは総務関係じ
ゃないのかなとちょっと思ったわけですけども、そういうことではなくて継続的なも
のだから都市計画課ということやってるということなんですよ。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 裁判全体としてということについては少しちょっとお答えできる部分ではないんですけども、本事件の案件としての取扱いとして都市計画課とさせていただいているということでございます。そこは所管を都市計画にさせていただいております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 こうした訴えの提起等に関わっては、やっぱり所管というのは、町営住宅だったかもしれませんが、所管はやっぱり総務のほうの関係でやっていくのが通常なのではないのかなというふうに思ったんですが、その辺のところをやっぱり検討された経過というのはなかったんでしょうか。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 本事件について、いろんな弁護士相談等々を含めて総務課さんとも協議は進める中で進めてはおりますけども、先ほども答弁させていただいたように、25年の提起としたこの本事件の継続的な案件でありますので、そこについて全体的な裁判の取扱いというところは協議をしておりません。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 検討してないということで分かりました。

それで、町長が本会議の中でやはり必要だということで訴えの提起を行っていくよと、裁判に係っていくよというふうに言われたわけでありまして。そして、長引かせることはない、落としどころで経過を見ながらやってくよということだったわけでありまして、その辺でどれぐらいのめどで解決に持ち込みたいのか伺いたいと思います。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 本事件につきましては、今回連帯保証人に対する保証債務履行を請求するものであります。この決を得た後、相手方にそういう書状等を含めて手続のほうを進めてまいります。その中の相手方の対応次第では当然早く終結するというのも考えられるものでありますけども、どうしてもその相手方があることですので、現在どこということはちょっとお答えはできないような状況でありますけども、本事件が長期的になることは当然望んでない部分では考えております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 関係資料の中で、46ページの法的措置に関わる今後の流れというのがスケジュールとして出ているわけですけども、訴えを、訴訟を起こして判決に従わない場合は強制執行というようなことで、賃料相当の損害金を回収と。このようになっているわけですが、例えば連帯保証人さんを考えた場合、かなり高齢にもなっているということで、そうした見込みというのが、実際強制執行ができるのかどうか。この点について訴えを起こすということはその辺のことを見越してやられるというふうに思うんですがいかがなんでしょうか。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 訴えの提起につきましては、当然、町としましても債務履行をしてもらうべく厳正な姿勢で臨むものであります。この判決、手続の中で判決が出て、先に強制執行まで行く場合につきましては、当然相手方の資産財産というものも明らかになってくる場所も求めながらその資産の差押え等々も出てくるものと考えております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 ちょっと訴訟とは関係ないわけではありますが、町営住宅、今現在、幸田町は連帯保証人をつけておられてます。ほかの自治体ではこの保証人をつけない場合だって出てきてるんですが、まだ幸田町の場合はつける必要があるということでやっておられます。連帯保証人というのは以前は2人おりましたよね。この当時は連帯保証人は何人だったか。1人だったのか2人だったのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 連帯保証人の取扱いにつきましては、現在、国からの考えも示されておりますので、本町では令和2年4月からこの連帯保証人を2人から1人としております。現在は1人の状況ですけれども、この事件当時につきましては2人となっております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 そうしますと、連帯保証人さんというのは、私1回目の裁判のときのその辺のところちょっと今覚えてないんですけども、1人に対して起こしたのかそれとも2人に対して起こしたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 本事件につきましては、平成25年の提訴につきましては、契約者本人に対してということで提起をしております。今回訴えを提起をさせていただく相手方につきましては、その後いろいろ請求を、協議を交渉してまいりました連帯保証人の1人の方を対象として相手方もさせていただいております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 そうしますと、当時はその2人の連帯保証人が入居当時ですね、それから退去時も2人の連帯保証人があったということで、居座って不法占拠をする前の滞納分については連帯保証人さんが完済されたんですよね。その後の退去の不法占拠の場合がこの18か月分の189万7,189円ということで、これを訴えを起こすわけではありますが、もう一人の連帯保証人というのは、これはどのように取り扱われるのでしょうか。

委員長 都市計画課長。

都市計画課長 連帯保証人2名の方につきましては、この不法占拠、退去がされた後、契約者及び連帯保証人2名の方に請求書等々を文書で送付しております。その後この相手方も今回の提起をしていない連帯保証人の方につきましては、当初より保証否認をしている状況もあり、そういった請求交渉等々が乏しいところもあってですね、弁護士さんとも相談する中で、今回もう一人の保証人に対しては提起をしないこととしております。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し採決いたします。

第35号議案 訴えの提起についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第35号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、福祉産業建設委員会所管に係る歳入及び歳出を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 第37号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第1号）の歳入につきましては、福祉産業建設委員会所管の補足説明はございません。

それでは、福祉課から歳出につきまして補足説明のほうをさせていただきます。

別冊の補正予算関係資料の12ページ、13ページ、議案関係資料は51ページをお開きください。

20款民生費、10項社会福祉費、15目老人福祉費の14節工事請負費、老人生きがい対策事業では、今年度当初予算に六栗ゲートボール場テント場や設置工事請負費として5,574万8,000円を計上しておりましたが、建築鋼材のを価格高騰と基礎部分等の鋼材変更が必要になったことから925万2,000円の追加補正をお願いするものであります。

今後は補正予算をお認めいただきましたら7月中に入札を行う予定をしておりますが、本工事請負費の予算額は6,500万円となり、工事費予定価格も5,000万円以上になります。このことから、工事契約におきましては地方自治法及び幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例に基づきまして、9月議会定例会にて御審議いただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

なお、工期につきましては6か月程度を見込んでおります。年度内の工事完了に向け進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、第37号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第1号）についての補足説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

福祉課長。

福祉課長 補足説明に関しましては福祉課からのみということで、他の所管各部については補足説明がないということでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 今回の工事案件として9月議会に提案されるということですので、分かりました。

次に、経営体育成支援事業交付金についてをお聞きしたいと思います。

上六栗の5棟のハウスを新設をするということで、イチゴハウスであります。この新規就農というか、このお方は移住の方なのかどうなのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 今回の新規就農者の方であります。現在は深溝のアパートに住んでおる方です。もともとは安城の方でありますけれども、親戚関係が上六栗の方になりました。そのおじいさんの土地を利用されての新規就農者であります。お答えとしては移住という格好になるかなというふうには思うんですけど、幸田町に多少なりとも関係の

ある方で新規就農ということになりますので、よろしくをお願いします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 分かりました。このように、経営体育成支援事業、初めて幸田町でやられるということですが、やはりこうした担い手の経営強化ということで、次の予定といたしますか、こうした取組というのを拡大する方法があるのかどうなのか伺いたいと思います。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 当然ですね、こういった今回でも2分の1補助の1,500万を限度とするということで、大変大きな金額を補助をしていただけるわけでありますので、こちらについてはJA農協のほうとも手を組みながら、今後こういった補助金制度については活用できるものはどんどんしていこうというふうに思っております。お願いします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山 千代子君 幸田町の農産物でいうとナス、イチゴですね、そして桃と果樹、梨とかいろいろとあるわけでありまして、とりわけ今梨農家が後継者が不足してきているというようなこともあるわけですが、そうしたせっかく幸田町の農産物、幅広くやっばりやっていく必要があるというふうに私は思うんですから、そうした点で町としてやっばり後継者、こうした方たちへの有利な補助事業を、メニューを活用しながら希望が持てる農業への転換ということで進めていっていただきたいなというふうに思うんですが、そうした強化策というのは立てていく考えがあるんでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 今御質問のありました梨農家の案件であります。梨農家にかかわらず、新規就農という部分では非常に後継者不足が大変問題になっておるといものは承知はしております。

今のイチゴを出すという部分については、JA農協も絡んでおりますので、手を組みながらということは活用できるんですけど、梨についてはJAが入ってない部分もありますので、こちらについても各、幸田町での園芸振興会などいろいろな部会もありますので、そういった部会の中でこういった制度がありますということは周知をさせていただいておりますので、できる範囲での協力はさせていただこうかなというふうに思っております。

委員長 再度ちょっと確認いたしますと、今最初の保険課でしたっけ、説明がありましたけども、ほかの課のこども課、産業振興課がもう質問ありましたけども、説明はなくてもよかったですかね。ないんですね。再度確認。分かりました。

ほかに質問ございますでしょうか。

なければ、これをもって質疑打ち切りたいと思います。

討論を省略し採決いたします。

第37号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、福祉産業建設委員会所管に関わる歳入及び歳出を原案どおりに決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手全員であります。

よって、第37号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。
これをもって、本委員会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。
審査結果報告書の作成については、私に御一任願いたいと思います。
以上をもって、福祉産業建設委員会を閉会いたします。
長時間熱心に御審議いただきましてありがとうございました。

町長。

町長 ただいま付託された五つの議案について慎重審議ありがとうございました。
承りました意見についてはしっかりと受け止めてまいりたいと思っております。
ちょうどちょっと映画の紹介をし忘れましたが、6月21日から上映が始まります。
幸田町が撮影現場でもありました。もちろん岡崎でも撮影の現場でもありました。朽ちないサクラが岡崎市内の映画館で上映され出しますので、よろしくお願ひします。
本日は慎重審議ありがとうございました。

委員長 どうもありがとうございました。

以上をもって、福祉産業建設委員会を閉会いたします。
これにて散会といたします。どうもありがとうございました。

散会 午前 9時54分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和6年6月14日

福祉産業建設委員会
委員長